

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(区-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること(施策目標区-1-1) 基本目標区:障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1:必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること		担当 部局名	障害保健福祉部企画課	作成責任者名	企画課長 野村 知司
施策の概要	本施策は、障害者の社会参加及び地域社会における共生を支援するために実施している。 ○全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年法律第123号)」 ○同法第87条で定める基本指針に基づき、地方自治体が定める「障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画」(障害福祉計画)					
	1	障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、福祉施設入所者の地域生活への移行を促進しており、障害者が地域生活に移行する際の受け皿となるグループホームは、約10年間で利用者が倍増している。 また、共同生活ではなく一人暮らしを希望する障害者も多くいることから、日常生活における課題を把握し情報提供や助言を行う自立生活援助等の充実を図っていくことが重要である。 障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況等に応じた支援を実施しているところであるが、利用者の重度化・高齢化等を踏まえ、地域生活支援拠点等の整備を推進している。 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として就労支援は重要であり、就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めてきている。このような支援の結果、一般就労に移行する障害者が増加している中で、一般就労に移行した後の定着が課題となっている。				
	2	入院医療のみに頼らず精神障害者が地域で生活しながら医療を受けられるよう、精神障害者の急性増悪等への対応や外来医療の充実等を推進する「入院医療中心から地域生活中心」という理念に基づき、様々な施策を行ってきた結果、長期入院患者の年齢階級別の入院受療率は低下傾向にある。 精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があり、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」という新たな政策理念の実現に向けた取組を推進しているところである。				
	3	障害児については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条において、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と規定されており、障害児本人の最善の利益を優先して考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	障害者の地域生活を総合的に支援する	障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、福祉施設入所者の地域生活への移行を促進し、障害福祉サービス等の充実を図ることは、共生社会の実現に寄与すると考えられるため。 加えて、地域での自立した生活の基盤を確保するため、一般就労を希望する障害者が、能力や適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できる社会を目指していく必要があるとの考え方に基づき、福祉施設から一般就労への移行を進めており、また、一般就労後の職場への定着により、より安定した生活を営むことが可能となると考えられるため。			
	目標2 (課題2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるようにすることは、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的包摂的な社会の実現に寄与すると考えられるため。			
	目標3 (課題3)	障害児支援の提供体制の整備等	障害児及びその家族が、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援を受けられるよう、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であるため。			

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準値			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
1 (第5期障害福祉計画による)福祉施設入所者の地域生活への移行者数(アウトカム)	12.1万人(入所者数)	平成28年度末	0.9万人以上	令和2年度	1.6万人	-	-	0.9万人以上	-	福祉施設への入所から地域生活への移行という課題に対応したサービス提供体制の整備を進めており、その効果を測定するため、本指標を選定した。目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎の目標数値を設定する。平成30年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(平成30年度～令和2年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。 (参考)平成28年度実績:0.6万人、平成29年度実績:0.8万人
② (第5期障害福祉計画による)グループホームの月間の利用者数(アウトプット)	-	-	13.6万人	令和2年度	12.2万人	12.2万人	13.0万人	13.6万人	-	障害者の地域における生活の継続が図られるようにするため、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図る必要があることから、本指標を選定した。目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計して毎年設定する。平成30年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(平成30年度～令和2年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。 (参考)平成28年度実績:10.8万人、平成29年度実績:11.5万人、平成30年度実績:12.3万人
③ (第5期障害福祉計画による)地域生活支援拠点等の整備数(アウトカム)	-	-	819カ所	令和2年度	545カ所	-	-	819カ所	-	地域には、障害者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でない。今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要であることから、本指標を選定した。目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎に設定する。平成30年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(平成30年度～令和2年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。 (参考)平成29年度実績:37市町村9圏域(平成29年4月時点)
4 (第5期障害福祉計画による)自立生活援助の月間の利用者数(アウトカム)	-	-	0.7万人	令和2年度	-	0.5万人	0.6万人	0.7万人	-	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスである自立生活援助は、障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会を確保される観点から必要なものであるため、本指標を選定した。目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎に設定する。平成30年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(平成30年度～令和2年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。
⑤ (第5期障害福祉計画による)一般就労への年間移行者数(アウトカム)	1.6万人	平成28年度	2.3万人	令和2年度	1.9万人	-	-	2.3万人	-	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する障害者が、能力や適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会を目指していく必要があるとの考え方にに基づき、福祉施設から一般就労への移行を進めていることから、本指標を選定した。目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎の目標数値を設定する。平成30年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(平成30年度～令和2年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。 (参考)平成28年度実績:1.6万人、平成29年度実績:1.6万人
⑥ (工賃向上計画による)就労継続支援B型等の平均工賃月額(アウトカム)	-	-	前年度の平均工賃月額を上回る	令和2年度	15,295円	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	-	一般就労が困難な方であっても、地域で自立した生活を送れるようにするためには、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的に支援を推進する必要があることから、本指標を選定した。なお、第4次障害者基本計画(平成30年3月閣議決定)の中でも目標として設定されている。 (参考)平成28年度実績:15,295円、平成29年度実績:15,603円
⑦ (第5期障害福祉計画による)就労移行支援の利用者数(アウトカム)	-	-	5.3万人	令和2年度	4.3万人	-	-	5.3万人	-	一般就労への移行を推進するためには、事業所内や企業における作業や実習、求職活動の支援、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施する就労移行支援事業の利用者数を増加させる必要があることから、本指標を選定した。目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計して設定する。平成30年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(平成30年度～令和2年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。 (参考)平成28年度実績:3.2万人、平成29年度実績:3.4万人
8 (第5期障害福祉計画による)就労定着支援に関する指標(アウトカム)	-	-	1年後の就労定着率80%	令和2年度	-	-	80%	80%	-	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行い、職場への定着を支援する必要があることから、本指標を選定した。目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎に設定する。平成30年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(平成30年度～令和2年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。

達成手段1		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度				
(1)	障害保健福祉制度普及関係経費等(平成20年度)	151百万円 (150百万円)	143百万円 (139百万円)	143百万円	-	①障害保健福祉制度にかかる検討会等の実施 ②障害保健福祉制度にかかる広報、報告書、会議資料等の書類作成等 ③障害保健福祉制度の推進にかかる事務費等(監査指導、企画指導経費等) 障害保健福祉制度に係る検討会等の実施、制度の広報、監査指導等、行政活動の基盤となる行為を確実に実施することにより、障害者福祉施策全体の一層の推進を下支えし、もって障害者の地域における生活の支援等に寄与することを見込んでいる。	734
(2)	障害支援区分管理事業(平成18年度)	41百万円 (41百万円)	55百万円 (55百万円)	50百万円	-	障害支援区分判定に係る市町村の支援(ヘルプデスクの設置)及び市町村が行った障害支援区分判定に係るデータの集約。 市町村が実施する障害支援区分認定調査の認定事務の円滑な運営を支援することにより、ひいてはサービスを利用する障害者の生活を支援するものである。また、全国の区分判定状況を客観化し、全国統一ルールによる判定業務の地域格差の是正及び適正化に繋げることで、サービス支給費全体の効率化に資するものである。	736
(3)	地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業(平成18年度)	48,761百万円 (48,761百万円)	49,314百万円 (49,314百万円)	49,486百万円	-	○「地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」に基づき都道府県及び市町村(指定都市等を含む。)が行う事業に要する費用に対し、障害者総合支援法の定める補助率上限(1/2以内)かつ予算の範囲内で、都道府県又は市町村に対し、補助金を交付する。 ○当該補助金は地方分権を推進する観点から、実施主体である市町村等が創意工夫に基づいて主体的に事業の実施方法を組み立て、弾力的に補助金を使用できる「統合補助金」として交付している。 ○また、平成29年度より地域生活支援事業に含まれる事業やその他補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけ、質の高い事業実施を図ることとしている。 都道府県又は市町村の地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施を支援することにより、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる体制づくりに効果があると見込んでいる。	739
(4)	障害者自立支援給付(平成18年度)	1,047,407百万円 (1,047,403百万円)	1,124,267百万円 (1,110,496百万円)	1,198,424百万円	1.3,5,6,7,8	①介護給付費・訓練等給付費(補助率:1/2) 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスを計画的に確保する。 ②療養介護医療費(補助率:1/2) 療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。 ③計画相談支援給付費(補助率:1/2) 障害者の心身の状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を検討し、サービス等利用計画の見直し等を行う。 ④地域相談支援給付費(補助率:1/2) 入院・入所中の障害者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談等を実施するとともに、居宅において単身で生活する障害者等に対して、常時の連絡体制を確保して緊急の事態における相談等を実施。 ⑤補装具費(補助率:1/2) 障害者等の身体機能を補完又は代替する用具(補装具)の購入等に要する費用の100分の90に相当する額を支給する。 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム等の障害福祉サービス等を計画的に確保することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	737
(5)	障害者医療費(平成17年度)	224,349百万円 (220,482百万円)	227,712百万円 (223,238百万円)	230,060百万円	-	障害者総合支援法に基づき、障害者・障害児の障害を除去・軽減するために指定自立支援医療機関において必要な医療を受けた場合に、自立支援医療費を支給する。(国庫負担率:1/2) 自立支援医療受診者の医療費を軽減し、障害者・障害児の心身の障害の除去・軽減にかかる負担を緩和することによって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする効果があると見込んでいる。	738
(6)	給付費支払システム事業(平成18年度)	2,641百万円 (2,641百万円)	2,341百万円	1,001百万円	-	国民健康保険中央会がシステムの開発を一括して行うとともに、全国決済業務(事業者が複数の都道府県内の市町村に請求を行う場合の各都道府県国民健康保険団体連合会への振り分け)を行う。補助率:10/10 障害福祉サービス費等の請求・支払に関して全国共通のシステムを整備し、障害福祉サービス費等の請求・支払を各都道府県国民健康保険団体連合会に一本化することにより、事業者の請求事務の効率化及び市町村等の支払事務の平準化・軽減化を図るものである。これによりグループホーム等の障害福祉サービスの利用者数の適切な把握等に資するものとする。	740
(7)	工賃向上計画支援事業(平成24年度)(旧工賃倍増5カ年計画支援事業)	-	359百万円 (560百万円)	560百万円	4 6	基本事業として①経営力育成・強化、②品質の向上、③事業所職員の人材育成のための研修等(補助率:1/2) 特別事業として①共同受注窓口の情報提供体制整備、②農機連携による就農促進プロジェクト(補助率:定額(10/10)相当)、③在宅就業の支援体制の構築(モデル事業)(補助率:1/2) 一般就労が困難な障害者について、地域での自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所等に対する経営指導・技術指導等の支援や、様々な分野で活躍する専門家の技術指導による障害者のスキルアップを図るためのモデル事業を実施するほか、複数の事業所が共同して受注・情報提供等を行う「共同受注窓口」の体制整備や、企業等と就労継続支援事業所等との受発注のマッチングを図ることにより、障害者の工賃向上を支援する体制整備を図ることを見込んでいる。 (平成29年度より、(6)地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。)	777

(8)	障害者就業・生活支援センター事業 (平成14年度)	-	801百万円 (772百万円)	789百万円	5	<p>就業及びそれに伴う日常生活上または社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施。(補助率:1/2)</p> <p>①就業支援 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん)、求職活動支援、事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言等</p> <p>②生活支援 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言、住居、年金、余暇活動等地域生活、生活設計に関する助言等 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。 (平成29年度より、(6)地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。)</p>	※(3)の内数
(9)	視覚障害者用図書事業等 (昭和29年度)	266百万円 (266百万円)	258百万円 (258百万円)	263百万円	-	<p>実施主体である団体(6団体)が行う視覚障害者用図書事業、盲人用具販売あつ旋事業、視覚障害者行政情報等提供事業等を行うのに要する費用に対し、委託費を交付している。 視覚障害者用図書事業等を実施することにより、視覚障害者用図書(点字図書、録音図書)の製作をデジタルデータ化するとともに、視覚障害者のニーズを踏まえた媒体(紙、CD等)で貸出を行うことなどにより、視覚障害者・児の知識、教養、学習等の向上を図り、自立や社会参加の促進に資すると見込んでいる。</p>	744
(10)	手話通訳技術向上等研修等 (昭和56年度)	167百万円 (167百万円)	181百万円 (181百万円)	179百万円	-	<p>実施主体である団体(4団体)が行う手話通訳技術向上等研修、字幕入り映像ライブラリー等製作貸出、盲ろう者向け通訳者養成研修等の事業に要する費用に対して委託費を交付している。 手話通訳者等の技術向上のための現任研修や手話通訳者等の指導者の養成や盲ろう者向けの通訳・介助者の養成研修を行うこと等により、コミュニケーションの支援を担う人材が増え、聴覚障害者、失語症者及び盲ろう者の自立や社会参加の促進に資すると見込んでいる。</p>	745
(11)	障害者芸術文化活動普及支援事業 (平成26年度)	203百万円 (197百万円)	213百万円 (155百万円)	231百万円	-	<p>①障害者芸術・文化祭開催事業 全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害者への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として実施。</p> <p>②障害者芸術文化活動普及支援事業 障害者の芸術文化活動について、様々な相談や展示、また権利関係に関する支援方法や支援のネットワークづくり、作品の発掘、発信等についてノウハウを蓄積し、その成果をもとに更なる芸術文化活動の推進を図るためのモデル事業を実施し、その成果を全国に普及するための取組を実施。 障害者芸術・文化祭を開催することにより、障害者が芸術・文化祭への参加を通じて、障害者の生活を豊かにすることは、障害者の自立と社会参加の促進に資すると見込んでいる。</p>	746
(12)	高度情報通信福祉事業等 (平成14年度)	152百万円 (152百万円)	249百万円 (249百万円)	323百万円	-	<p>実施主体である団体(3団体)が行う視覚障害者用図書情報ネットワーク事業、点字ニュース即時提供事業、パソコンボランティア指導者養成事業及び電話リレーサービス提供事業等に要する費用の補助を行う。 高度情報通信福祉事業を実施することにより、視覚障害者が自宅に居ながらにして、点字図書等の検索・貸出予約等が行える視覚障害者用図書情報ネットワークを運営することや、障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の向上のため、パソコンの使用方法を教えることができるパソコンボランティアを指導する者の養成を行うことで、障害者の情報バリアフリーや社会参加の促進に資すると見込んでいる。</p>	747
(13)	中央障害者社会参加推進センター運営事業 (平成2年度)	18百万円 (18百万円)	18百万円 (18百万円)	17百万円	-	<p>①地方センターが行う障害者の社会参加推進事業の効果的かつ円滑な推進を図るため、当事者団体が構成される(社福)日本身体障害者団体連合会が設置する「中央障害者社会参加推進センター」(以下「中央センター」という。)に対して国庫補助(10/10)を行い、地方センターに対する助言指導・研修等の実施、全国の社会参加推進事業の実施状況の把握、障害者の社会参加の推進に資する情報の収集及び提供等を行う。</p> <p>②運営に関する基本的事項などを身体、知的及び精神の各障害者関係団体及び学識経験者等から構成される中央障害者社会参加推進協議会に諮って運営を行う。 「障害者相談員研修会」では、学識経験者や専門家等の講演、障害者相談者による事例発表を中心とした意見交換等を実施しており、当該研修会に参加することにより、相談員活動の充実強化が図られるとともに、障害者の自立と社会参加の促進を図ることができると見込んでいる。</p>	748
(14)	国連・障害者の十年記念施設運営等 (平成13年度)	220百万円 (217百万円)	219百万円 (219百万円)	221百万円	-	<p>ビッグ・アイ共働機構に対して、国連・障害者の十年記念施設の運営及び障害者の国際交流機能、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流機能、芸術・文化の発信機能、大規模災害時の後方支援機能を十分活用した事業を実施するのに必要な委託費の交付及び大阪府に対する土地借料の支払い等にかかる経費。 国連・障害者の十年記念施設運営等を実施することにより、災害時において、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーを養成すること、障害者への情報提供・相談事業等を行うこと、障害者の芸術・文化活動について、先進事例等の調査研究や活動団体に対する専門家によるアドバイス等を行うこと、国内外の障害者団体間の交流、障害を克服して活躍している芸術家やスポーツ選手等との交流を行うこと等をもって、障害者の社会参加の促進を見込んでいる。</p>	749
(15)	社会参加支援施設事務費 (昭和25年度)	1,805百万円 (1,743百万円)	1,823百万円 (1,758百万円)	1,968百万円	-	<p>①点字図書館(点字刊行物や視覚障害者用の録音物の制作や貸出等を行う施設)及び聴覚障害者情報提供施設(字幕、手話入りの録画物の制作や貸出、手話通訳者の派遣等を行う施設)の運営に要する費用の補助を行う。 ②実施主体は、都道府県・指定都市・中核市・市町村 ③国庫負担率 5/10 点字図書館や聴覚障害者情報提供施設の運営費を国が負担することにより、視覚障害者が無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物を利用できるようになることは、視覚障害者の自立や社会参加に資すると見込んでいる。</p>	750
(16)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費交付金に必要な経費 (平成15年度)	995百万円 (995百万円)	1,463百万円 (1,463百万円)	1,430百万円	1	<p>①重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、運営。 ②知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供。 ③障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修。 ④知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言。 ⑤附帯業務。 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が行う重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な知的障害者に対するモデル支援及び調査・研究、それらの成果等を活用した養成・研修等に対し、費用補助を行うことで、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。</p>	748

(17)	国立更生援護施設運営事業 (昭和23年度)	1,991百万円 (1,954百万円)	1,940百万円 (1,903百万円)	1,961百万円	-	①総合的リハビリテーション医療の提供(治療、診断、機能回復・日常生活訓練と退院後の社会生活に関する助言 指導等) ②リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発(リハビリテーション技術・支援システム・支援技術等の開発、大学との研究協力・国際標準化機構への協力等) ③リハビリテーション専門職員の人材養成(5学科の指導的人材養成及び23の研修会) ④リハビリテーションに関する情報の収集及び提供 ⑤リハビリテーションに関する国際協力(WHOへの協力、JICAの開発途上国への技術支援への協力等) ⑥障害福祉サービスの提供(障害者自立支援法に基づく各種サービスとその先駆的・試行的取り組み) 障害者リハビリテーションの中核機関として、障害者に対する医療から職業訓練までの総合的なリハビリテーションを提供し、その成果を全国に発信・普及することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することができる。	759
(18)	障害者虐待防止・権利擁護事業 (平成22年度)	14百万円 (13百万円)	14百万円 (13百万円)	13百万円	-	①国において、各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する研修を実施することにより、障害者等の生活の場、サービス利用や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。 ②障害者虐待に関する調査について、詳細な集計と調査結果を踏まえた分析を実施するとともに、個別の事例を収集し、対応上のプロセスや留意点などの提示を行うことにより、障害者虐待の防止に資すると見込んでいる。	764
(19)	障害者自立支援機器等開発促進事業 (平成22年度)	162百万円 (162百万円)	150百万円 (150百万円)	118百万円	-	①開発を行う企業と障害者団体が連携し、モニター評価と改良開発を通じて障害者が実際に使いやすい機器を開発する。(障害者のモニター評価が可能となる仕組み、障害者の自立を支援する機器に関する有識者の助言が得られる仕組みを作る。) ②開発された技術とモニター評価の手法や結果については、デモンストレーションなどにより開発の成果を公表して、機器の普及促進を図る。 障害者自立支援機器等開発促進事業を実施することにより、障害当事者のニーズを適切に反映した支援機器の開発が行われ、障害者にとって使いやすく適切な価格の支援機器が数多く製品化されることで、障害者の自立や社会参加に資すると見込んでいる。	765
(20)	障害者総合福祉推進事業 (平成22年度)	55百万円 (47百万円)	400百万円 (396百万円)	500百万円	-	「障害者総合支援法」を踏まえ、障害者全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的に、指定課題を策定し、一般公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において評価を行い、最も成果が期待できる事業内容を計画した法人を採択する。 ①実施主体都道府県、市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他の法人 ②補助率:定額10/10 指定課題で取り上げた課題に対し、「障害者総合支援法」を踏まえ、具体的な事例の検討や、地域における先進的・実践的な事例の収集を行い、課題の整理や分析、ガイドラインの作成及び研修用テキストの作成等により、障害施策全般の課題や、新たに生じる課題の解決を図るとともに、支援者の資質向上などにつなげ、地域における障害者の支援体制を整備する。	766
(21)	業務管理体制データ管理システム整備事業 (平成24年度)	7百万円 (4百万円)	4,439百万円	7百万円	-	障害福祉サービス事業者においては、法令遵守の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備に関する事項の届出を義務づけている。業務管理体制の整備及び届出については、業務管理体制に係る指導監督者(国・都道府県・市町村)の指導監督が適切に行われるよう、障害福祉サービス事業者の情報を共有化するシステムの運用を行う。 本システムで業務管理体制に関する届出状況の管理や行政機関の間で当該情報の共有化を行うことにより、行政機関による適切な監督業務の実施が図られる。	767
(22)	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 (平成15年度)	2,713百万円 (2,713百万円)	2,444百万円	2,158百万円	-	次の運営に必要な運営に要する経費を交付 ①民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に係る資金の貸付に係る業務(福祉医療貸付事業) ②社会福祉施設の設置者、病院等の開設者等に対し経営に係る経営診断・指導等を通じ経営者を支援する事業に係る業務(経営支援事業) ③社会福祉振興事業を行う者に対して助成を行う業務、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及・研修を行う業務(社会福祉振興助成事業) ④福祉・保健・医療に係る各種情報等の提供を行う情報サービス事業に係る業務(福祉保健医療サービス事業) ⑤社会福祉施設職員退職手当共済事業に係る業務	713
(23)	地方改善施設整備費補助金 (昭和28年度)	1,340百万円 (872百万円)	443百万円 (精査中)	1,472百万円	-	市町村が設置する共同施設及び隣保館等の整備に要する費用の一部を補助する。	710
(24)	社会福祉施設等施設整備(災害復旧費含む) (昭和21年度)	17,623百万円 (17,124百万円)	15,585百万円 (15,181百万円)	19,661百万円	1.3	【①社会福祉施設等施設整備費補助金】 「生活保護法」、「児童福祉法」、「障害者総合支援法」等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。 【②社会福祉施設等災害復旧費補助金】 豪雨、地震その他自然災害により被災した社会福祉施設等の復旧については、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を補助することにより災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。 【③心身障害児総合医療療育センター施設整備】 国の財産である心身障害児総合医療療育センターを円滑、適正に運営するため、施設整備を実施し、もって、障害のある児童等への療育の向上を図ることを目的とする。 【④点字図書館施設整備】 視覚に障害のある方の意思疎通を支援する日本点字図書館において、施設運営を継続する上で支障のある、老朽化箇所の修繕など施設整備を実施する。 【⑤全国障害者総合福祉センター施設整備】 身体障害者福祉法に規定する社会参加支援施設である全国障害者総合福祉センターにおいて、老朽、施設の不備又は防災機能に係る施設の不備解消の観点から緊急度が高いものについて施設整備を実施する。	711

(25)	就労移行等連携調整事業 (平成27年度)	-	21百万円 (21百万円)	21百万円	-	特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者及び一般就労者について、適切なアセスメントを実施し、相談支援事業所や就労系福祉サービス事業所等の支援機関と連携して支援するためのコーディネートを行いつつ、以下の取組を実施する。 ① 一般就労への移行に向けた長期的な支援計画の作成や関係機関との情報共有 ② 支援対象障害者等に対する適切な「働く場」への移行に向けた支援 ③ 適切なアセスメントを実施していくための体制構築や連携体制の構築 働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所など、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できる体制整備を行うことにより、地域においてあらゆる活動に参加出来る共生社会の実現に寄与することを見込んでいる。 (平成29年度より、(6)地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。)	※(6)の内数
(26)	生活のしづらさなどに関する調査(仮称)費 (平成28年度)	5百万円 (0.9百万円)	0	0	-	平成23年度に在宅の障害児・者等(これまでの法制度では支援の対象とならない方も含む。)の生活実態とニーズを把握することを目的として実施した「生活のしづらさなどに関する調査」について、前回調査から5年後となる平成28年度において、調査内容等を見直し実施し、平成29年度に集計を行った。 調査によって得られる結果は、国の障害者施策の推進に向けた検討のための基礎資料として活用するほか、地方自治体への提供やホームページ掲載などを通じて、地方自治体等での障害者施策の検討における議論に資するための基礎資料として効果的に活用されることを見込んでいる。	-
(27)	障害福祉サービス等報酬改定影響検証事業費 (平成27年度)	105百万円 (71百万円)	100百万円 (72.6百万円)	184百万円	-	障害福祉サービス等報酬改定が、障害福祉サービス等従事者の処遇改善につながっているか等を検証するための調査を行い、次期報酬改定の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	935
(28)	主任相談支援専門員養成研修等事業 (平成30年度)	-	14百万円 (13百万円)	14百万円	-	①国において、地域における相談支援等の指導的役割を果たす主任相談支援専門員を養成する研修を実施することにより、相談支援等の質の向上を図ることができると見込んでいる。 ②主任相談支援専門員の主な配置先である基幹相談支援センターの設置促進を図るために、基幹相談支援センターにおける取組の好事例を収集するとともに具体的な取組方法等の整理・分析、手引き等の作成を行うことにより、未設置自治体が今後設置する際の参考になると見込んでいる。	776
(29)	障害福祉サービス等支援体制整備事業 (平成30年度)	-	53百万円 (53百万円)	52百万円	-	都道府県、指定都市及び中核市に対し、以下の事業に係る経費について補助するもの。(補助率:①10/10、②1/2) ① 都道府県等が行う福祉・介護職員処遇改善加算及び「新しい経済政策パッケージ」に基づく障害福祉人材の更なる処遇改善加算取得に係る障害福祉サービス等事業所への助言・指導等の取組を支援し、事業所における加算の新規取得や、より上位区分の加算の取得促進を図る。 ② 障害福祉サービス等情報公表制度に係る都道府県等の審査体制を確保する取組を支援し、制度の円滑な実施を図る。	778
(30)	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 (平成24年度)	1,088百万円 (1,088百万円)	969百万円 (871百万円)	893百万円	-	以下の要件を満たす市町村(指定都市、中核市、特別区及び人口30万人以上の市町村を除く。)に対し、国庫負担基準を超過する金額の一定の範囲内で費用を助成する。(補助率:1/2) ① 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村 ② 都道府県地域生活支援事業「重度障害者」に係る市町村特別支援事業の対象外の市町村及び対象とならぬ超過額のある市町村 重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている小規模な市町村に対し財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を図ることができると見込んでいる。	769

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値						
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
⑨ (第5期障害福祉計画による)入院1年以上の長期入院患者数 (アウトカム)	18.5万人	平成26年度末	15.9万人	令和2年度	15.4万人	-	-	15.9万人	-	精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指しているが、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、本指標を選定した。 目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画における目標数値を集計し、3年毎の全体での目標数値を設定する。 平成30年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(平成30年度～平成32年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。 (参考)平成27年度実績:18.1万人、平成28年度実績:未集計	
達成手段2		補正後予算額(執行額)	令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年度行政事業レビュー事業番号	
		平成29年度	平成30年度								
(31)	精神障害者社会復帰調査研究等事業 (平成15年度)	32百万円 (27百万円)	170百万円 (105百万円)	148百万円	-	①依存症になった者を早期に医療機関や精神保健福祉センターなどの相談窓口等につなげるため、依存症の兆候や初期症状、依存症は疾病であり回復可能であること等について普及啓発を行う。 ②精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進めるため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を新たな政策理念として位置づけ、取組を推進する。 具体的には、平成29年度から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるにあたり、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築が重要であるため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」において、都道府県等においてモデル障害保健福祉圏域を設定し、モデル圏域内の保健・医療・福祉関係者に対して、地域包括ケア推進の実践経験を有するアドバイザーによる技術的支援を行う。					735

(32)	精神障害者措置入院等 (昭和25年度等)	5,788百万円 (5,788百万円)	5,961百万円 (5,848百万円)	5,692百万円	-	<p>①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により措置入院及び緊急措置入院させた精神障害者の入院に要する費用について、都道府県又は指定都市が負担した費用から、精神障害者又は扶養義務者の費用負担能力に応じて徴収する一部負担金の額を控除した額について、3/4を国庫負担する制度。</p> <p>②沖縄の本土復帰の際、琉球政府当時の精神衛生法第26条又は第45条の規定により琉球政府の負担によって精神障害者の医療を受けていた者が、復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合の医療費につき、沖縄県が支弁した費用の8/10を補助する制度。 精神障害者に対する適切な保健福祉サービスが提供される支援体制の整備として、自傷・他害の恐れのある精神障害者を入院措置し、医療を行うための費用を負担することにより、自傷・他害の恐れのある精神障害者の保護・医療の提供を滞りなく行う効果があると見込んでいる。 また、琉球政府の負担により精神障害者の医療を受けていた者が、本土復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合に、医療費負担の特別措置を講じることにより、沖縄県の本土復帰に伴い、制度の円滑な実施を図る効果があると見込んでいる。</p>	751
(33)	精神障害者保健福祉対策 (平成12年度等)	2,706百万円 (2,462百万円)	2,529百万円 (2,480百万円)	2,342百万円	9	<p>緊急な医療を要する精神障害者等が迅速かつ適切な医療を受けられるようにするため、都道府県又は指定都市が行う精神科救急医療体制の整備に必要な費用を補助する。また、精神障害者の保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉センターが行う特定相談事業等や精神医療従事者等に対するこころの健康づくり等に関する研修事業に必要な補助・負担をする。(補助率:1/3～定額) 精神科救急医療体制の整備の推進により、精神疾患の症状悪化に対し迅速に適切な医療を提供することが可能となり入院期間が短縮されることで長期入院精神障害者の減少が見込まれる。</p>	752
(34)	心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費等 (平成17年度)	16,964百万円 (16,170百万円)	16,251百万円 (16,251百万円)	17,922百万円	-	<p>医療観察法に基づき、入院決定又は通院決定を受けた者に対し、法に基づく医療を提供するために必要な基準を示した上で、その基準に合致した医療機関(指定医療機関)に委託して医療を実施しており、その医療に必要な経費を10/10国が負担する。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。</p>	753
(35)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関整備等 (平成17年度)	711百万円 (344百万円)	1,720百万円 (481百万円)	919百万円	-	<p>医療観察病棟建設予定の都道府県、特定独立行政法人等を対象に、施設整備事業費(新病棟、改修病棟)、設備整備事業費(医療観察病棟に必要な医療機器、医療器具など)を負担するとともに、指定入院医療機関の運営(医療観察病棟運営経費、入院対象者移送費、医療観察病棟開設準備経費など)に必要な経費を10/10国が負担する。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関の整備費および運営にかかる経費を国が負担することで、適切な医療を実施し病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。</p>	754
(36)	心神喪失者等医療観察法人材養成研修 (平成17年度)	45百万円 (42百万円)	42百万円 (40百万円)	33百万円	-	<p>①指定医療機関従事者研修 指定医療機関に従事予定の医師、臨床心理技術者、看護師、精神保健福祉士(PSW)、作業療法士(OT)への研修。 ②精神保健判定医等養成研修 精神保健判定医、精神保健参事員候補者、地域福祉職員となる予定の者への研修。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関の医療従事者等へ研修を行い、関係職種育成と資質の向上を図ることで、適切な医療を提供し病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。</p>	755
(37)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業 (平成21年度)	24百万円 (0百万円)	21百万円 (0百万円)	0	-	<p>地域との相互理解を含めた総合的な取組みを進めるため、医療観察病棟建設予定の都道府県及び市町村を対象に、 ①地域共生施設(道路、公園、地域交流施設、医療観察病棟の設置が見込まれる病院の施設)の施設整備 ②地域共生事業(地域共生ステーション事業、教育文化事業) について、地域の共生に寄与する事業に必要な経費を10/10国が補助する。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関を整備する地域での地域共生社会の実現を図る総合的な取組みを進め、法対象者の社会復帰を促進していく。</p>	756
(38)	医療観察等実施費 (平成17年度)	79百万円 (61百万円)	79百万円 (52百万円)	78百万円	-	<p>各地方厚生局において、判定医の名簿作成、精神保健福祉士等の専門知識及び技術を有する者の名簿作成、指定医療機関の指定、処遇改善の請求に係る審査、指定医療機関の指導及び法対象者の鑑定入院医療機関等から指定入院医療機関への移送、関係機関との調整等に関することを実施。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。</p>	760
(39)	精神保健福祉人材養成等研修事業 (平成22年度)	9百万円 (8百万円)	14百万円 (7百万円)	7百万円	-	<p>精神科病院等における安全な医療を提供するための研修を実施する。</p>	762
(40)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金 (平成24年度)	5百万円 (3百万円)	5百万円 (4百万円)	5百万円	-	<p>医療観察法に基づき入院決定を受けた者に対し、法に基づく医療を提供するために必要な基準を示した上で、その基準に合致した医療機関(指定入院医療機関)に委託して医療を実施しており、指定入院医療機関が他の指定入院医療機関の多職種チーム(医師、看護師、コメディカル)を招聘し、当該指定入院医療機関の医療体制等について評価、課題等を検討し、改善策等の技術的助言を行い、医療観察法に基づく医療の向上を図っていくため、事業に必要な経費を10/10国が補助する。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、医療観察法に基づく医療を実施している指定入院医療機関が他の指定入院医療機関の多職種チーム(医師、看護師、コメディカル)を招聘し、当該指定入院医療機関の医療体制等について評価、課題等を検討し、改善策等の技術的助言を行うことで、医療観察法に基づく医療の向上を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。</p>	768
(41)	障害者医療費 (平成17年度)	224,349百万円 (220,482百万円)	227,712百万円 (223,238百万円)	230,060百万円	-	<p>障害者総合支援法に基づき、障害者・障害児の障害を除去・軽減するために指定自立支援医療機関において必要な医療を受けた場合に、自立支援医療費を支給する。(国庫負担率:1/2) 自立支援医療受診者の医療費を軽減し、障害者・障害児の心身の障害の除去・軽減にかかる負担を緩和することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする効果があると見込んでいる。</p>	738

達成目標3について																										
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																	
⑩ 児童発達支援センターの設置数	-	-	各市町村に1箇所以上	令和2年度	-	-	-	各市町村に1箇所以上	-	児童発達支援センター(児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。)については、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要であるため。																
⑪ 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築している自治体数	-	-	すべての市町村で体制を構築	令和2年度	-	-	-	すべての市町村で体制を構築	-	保育所等訪問支援(児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図る必要があるため。																
⑫ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	-	-	各市町村に1箇所以上	令和2年度	-	-	-	各市町村に1箇所以上	-	重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る必要があるため。																
達成手段3		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号															
		平成29年度	平成30年度																							
(42)	障害児施設措置・給付(昭和23年度)	200,359百万円 (198,732百万円)	238,154百万円 (226,828百万円)	287,009百万円	-	①障害児通所・入所給付費等 都道府県等が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用の1/2を負担する。(補助率:1/2) ②障害児相談支援給付費 障害児の心身の状況等を勘案し、障害児の通所支援に係る障害児支援利用計画を作成するとともに、障害児の通所支援の利用状況を検証し、障害児利用計画の見直し等を行う。(補助率:1/2) ※平成26年度から、障害児入所給付費等、障害児入所医療費等となる。 障害児通所・入所施設等において障害児に対する保護、訓練等を行うため、都道府県等が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所措置費・給付費等に要する費用を補助することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。					741															
(43)	発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業(平成26年度)	30百万円	38百万円	-	-	①発達障害児者支援開発事業 発達障害児者のうち既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害がある者に対する予防・改善のための支援手法の開発等(平成29年度より、発達障害児者地域生活支援モデル事業へ名称を変更し、(6)地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。) ②重症心身障害児者支援体制整備モデル事業 重症心身障害児者支援センターにおけるコーディネーターの配置、重症心身障害児者を直接支援する医療・福祉・教育等機関との連携体制の構築、県内関係機関との連絡調整等 (②については、平成29年度より、医療的ケア児支援促進モデル事業へ名称変更。平成31年度より、医療的ケア児等総合支援事業に統合。) ※予算額については、発達障害児者地域生活支援モデル事業の予算を計上					772															
(44)	児童福祉事業助成(昭和37年度)	34百万円 (34百万円)	28百万円 (28百万円)	19百万円	-	①在宅心身障害児(者)及び保護者に対する相談、療育指導。 ②在宅心身障害児(者)の保護者、ボランティアを対象に、専門家による講義、実技指導等の療育研修。 ③在宅の障害児及びその家族に対し、医師等の療育担当者が宿泊をともにし、基本動作の指導及び機能訓練等を実施等。 ・補助率:定額(10/10) 障害児(者)、保護者、及び施設職員等に対し、相談・療育指導、療育研修等を行うことにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。					742															
(45)	特別児童扶養手当等給付(昭和39年度)	162,984百万円 (159,368百万円)	164,808百万円 (162,391百万円)	169,140百万円	-	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、地方公共団体が障害児(者)及び、障害児を監護又は養育する者に対して支給資格の認定等を行い、当該支給資格者に対し特別児童扶養手当等を支払うもの。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>対象</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別児童扶養手当給付費</td> <td>特別児童扶養手当受給者</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当等給付費負担金</td> <td>特別障害者手当等受給者</td> <td>国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4</td> </tr> <tr> <td>事務取扱交付金</td> <td>都道府県及び市町村</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>特別児童扶養手当支給業務庁費</td> <td>システム維持・保守会社</td> <td>国10/10</td> </tr> </tbody> </table> 精神又は身体に障害を有する障害児者に対して特別児童扶養手当等を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。					事業名	対象	補助率	特別児童扶養手当給付費	特別児童扶養手当受給者	国10/10	特別障害者手当等給付費負担金	特別障害者手当等受給者	国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4	事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10	特別児童扶養手当支給業務庁費	システム維持・保守会社	国10/10	743
事業名	対象	補助率																								
特別児童扶養手当給付費	特別児童扶養手当受給者	国10/10																								
特別障害者手当等給付費負担金	特別障害者手当等受給者	国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4																								
事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10																								
特別児童扶養手当支給業務庁費	システム維持・保守会社	国10/10																								

(46)	心身障害者扶養保険対策 (昭和44年度)	103百万円 (103百万円)	104百万円 (104百万円)	80百万円	-	心身障害者扶養保険事業の事業運営に必要な経費を交付するものである。交付先:独立行政法人福祉医療機構 ・補助率:国10/10 独立行政法人福祉医療機構が行う心身障害者扶養保険事業の保険料及び年金資産の総合管理を行うために必要な経費を交付することにより、当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に実行することができるものと見込んでいる。	757
(47)	特別障害給付金給付に必要な経費 (平成17年度)	3,247百万円 (2,922百万円)	3,138百万円 (2,749百万円)	2,995百万円	-	国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮し、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の福祉の増進を図るため、国庫負担金等を財源として、特別障害給付金の給付を行う。	761
(48)	心身障害者扶養共済制度運営費 (昭和44年度)	4,610百万円 (4,609百万円)	4,610百万円 (4,610百万円)	4,610百万円	-	都道府県及び指定都市が独立行政法人福祉医療機構に対し、納付することとなっている過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分の財政支援(特別調整費)について補助するもの。 都道府県及び指定都市に対し、心身障害者扶養共済制度の運営に係る事務費について補助するもの。 対象:心身障害者扶養共済制度を実施する都道府県及び指定都市 補助率:国1/2、都道府県及び指定都市1/2 過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分について補助することにより、当該制度の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に実行し、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減が図られる。	712
(49)	かかりつけ医等発達障害対応力向上 研修事業 (平成28年度)	11百万円	21百万円	-	-	発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多いかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を都道府県等で実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。(補助率 国:1/2 都道府県・指定都市:1/2)(平成29年度より、(6)地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。)	※(6)の内数
(50)	医療的ケア児支援促進モデル事業(平成29年度)	24百万円 (7百万円)	19百万円 (0.1百万円)	-	-	障害児通所支援事業所等に通所する医療的ケア児の保育所等への併行通園、事業所等職員への医療的ケアの知識・技能習得のための研修の実施、日中活動の支援体制の構築等、医療的ケア児への必要な支援の提供が可能となる体制を整備することにより、医療的ケア児の生活の向上を図ることが出来ると見込んでいる。	772
(51)	医療的ケア児等総合支援事業 (令和元年度)	-	-	128百万円	-	人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童(以下「医療的ケア児」という。)の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることができると見込んでいる。	新規
(52)	障害者自立支援給付 '再掲 (平成18年度)	1,047,407 百万円 (1,047,403 百万円)	1,124,267 百万円 (1,110,496 百万円)	1,198,424 百万円	1.3,4.5,6,8	①介護給付費・訓練等給付費(補助率:1/2) 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスを計画的に確保する。 ②療養介護医療費(補助率:1/2) 療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。 ③計画相談支援給付費(補助率:1/2) 障害者の心身の状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を検討し、サービス等利用計画の見直し等を行う。 ④地域相談支援給付費(補助率:1/2) 入院・入所中の障害者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談等を実施するとともに、居宅において単身で生活する障害者等に対して、常時の連絡体制を確保して緊急の事態における相談等を実施。 ⑤補装具費(補助率:1/2) 障害者等の身体機能を補完又は代替する用具(補装具)の購入等に要する費用の100分の90に相当する額を支給する。 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム等の障害福祉サービス等を計画的に確保することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	737
(53)	障害者医療費 '再掲 (平成17年度)	224,349百 万円 (220,482 百万円)	227,712百 万円 (223,238 百万円)	230,060百 万円	-	障害者総合支援法に基づき、障害者・障害児の障害を除去・軽減するために指定自立支援医療機関において必要な医療を受けた場合に、自立支援医療費を支給する。(国庫負担率:1/2) 自立支援医療受診者の医療費を軽減し、障害者・障害児の心身の障害の除去・軽減にかかる負担を緩和することによって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになる効果があると思込んでいる。	738
(54)	重度訪問介護等の利用促進に係る市 町村支援事業 '再掲 (平成24年度)	1,088百万 円 (1,088百 万円)	969百万円 (871百万 円)	893百万円	-	以下の要件を満たす市町村(指定都市、中核市、特別区及び人口30万人以上の市町村を除く。)に対し、国庫負担基準を超過する金額の一定の範囲内で費用を助成する。(補助率:1/2) ① 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村 ② 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象とならななお超過額のある市町村 重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている小規模な市町村に対し財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を図ることができると見込んでいる。	769

施策の予算額・執行額	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額	政策評価実施予定 時期(評価予定表)	令和2年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,846,452,479	2,001,081,286	2,145,074,912		
		補正予算(b)	1,538,412	0			
		繰越し等(c)	42,936	0			
		合計(d=a+b+c)	1,848,033,827	2,001,081,286	2,145,074,912		
	執行額(千円、e)		1,810,376,641				
執行率(%、e/d)		98.0%					
関連税制							
-							
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(公布)		平成22年12月10日		<ul style="list-style-type: none"> ○利用者負担の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・応能負担を法律上明確化 等 ○障害者の範囲の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害が同法の対象となることを明確化 ○相談支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の強化 等 ○障害児支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法を基本として身近な地域での支援の充実 等 		
	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(公布)		平成24年6月27日		<ul style="list-style-type: none"> ○地域における自立した生活のための支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設 ・重度の視覚障害者の移動を支援するサービス(同行援護)の創設 ○障害者の範囲の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の範囲に「難病等」を追加 ○障害者に対する支援の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護の対象拡大 ・ケアホームとグループホームの一元化 等 ○サービス基盤の計画的整備 <ul style="list-style-type: none"> ・基本指針、障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化 		
	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(公布)		平成28年6月3日		<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の望む地域生活の支援充実 <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設(自立生活援助) ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設(就労定着支援) 等 ○障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 <ul style="list-style-type: none"> ・重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設(居宅訪問型発達支援) 等 		